

令和7年2月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年12月13日から令和7年1月11日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、2件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則2号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年12月13日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
郵送	0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」に対して

○ 本案のとおり、様々な方法で公示を行うことに賛成する
といった賛成意見がございました。

また、

○ 現行の規定が掲示場所を示しているのに対して、改正案では方法を示しているものである
といった御意見がございました。

本改正は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、書面掲示について「インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする」こととされていることを踏まえ、都道府県公安委員会等の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことも可能とするものであり、原案のとおり定めることとしたものです。

なお、インターネットの利用により公示を行う場合については都道府県公安委員会のウェブサイト等に掲載することを予定しております。